

1. 概要

法人が減価償却資産に資本的支出を行った場合に、原則その額を取得金額として、その資産と種類及び耐用年数を同じくする資産を新たに取得したものととして減価償却の計算の適用がされます。

資本的支出	減価償却を通じて損金とします
修繕費	支出事業年度の損金となります

2. 資本的支出と修繕費の例示

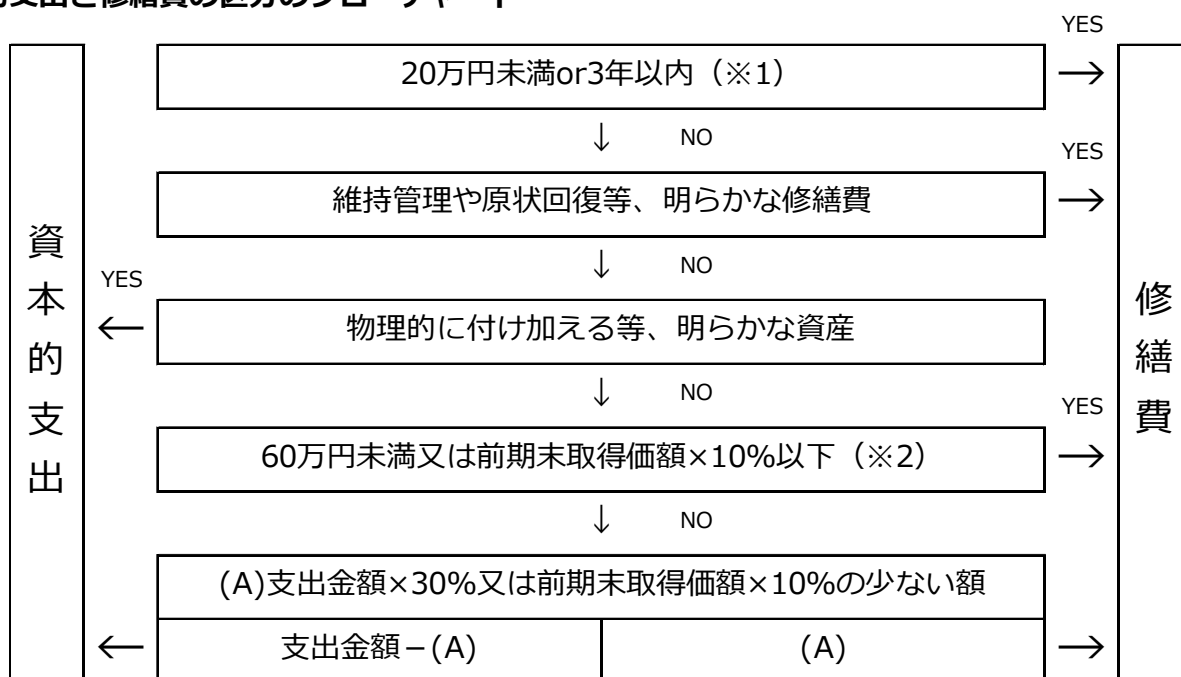
(1) 資本的支出・・・資産の価値を高め、耐久性を増す費用

- ①建物の避難階段の取り付け費用
- ②用途変更のための費用
- ③機械の高品質、高性能の部品の取替費用のうち通常取替費用を超える金額

(2) 修繕費・・・資産の通常の維持管理、原状回復のための費用

- ①建物の移えい、移築の費用
- ②機械の移設の費用
- ③地盤沈下した土地の地盛りの費用
- ④地盤沈下により海水等の侵害を受けた場合の建物、機械等の床上げ、地上げの費用
- ⑤現に使用している土地の水はけをよくする費用
- ⑥機械の通常の部品の取替えに要する費用

3. 資本的支出と修繕費の区分のフローチャート



※1 20万円未満又は3年周期の判断

これは金額または期間を基礎とします。

これに該当すれば、その内容にかかわらず修繕費として取り扱います。

※2 区分が明確な部分又は不明確な部分の取扱いの判断

区分が明確な部分とは「資本的支出の例示」又は「修繕費の例示」に該当する場合をいい、その該当した部分の金額を資本的支出又は修繕費として取り扱います。区分の不明確な部分の金額については、形式基準により判定します。

【形式基準】区分不明な額が60万円未満又は前期末取得価額の10%以下である場合は修繕費